

正 誤

令和六年六月二十八日（号外第五百十五号）公布外務省令第十三号（外務省組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六七ページ改正前欄中一行目から四行目は次のとおり誤り。

（企画官）

第十二条の二 国連企画調整課に、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、国連企画調整課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

ページ段 行 誤 正

令和六年八月十五日公布外務省令第十五号（外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二三 一四 令和六年外務省令第五号 外務省令第三号 令和五年外務省令第二号

〃〃 二〇 附則第一条 附則第一項

令和六年八月六日正誤欄中

（原稿誤り）

三二ページ三段終りから九行目は次のとおり誤り。

「削る」